

社会福祉法人 優心会 役員報酬規程

(役員の報酬等)

- 第1条 この規程は、役員の報酬に関し、必要な事項を定める。
- 2 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 3 役員には職務の執行に要した交通費等の費用を実費弁償することができる。
- 4 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月9日より実施する。